

東京歯科大学学位規程運用内規

昭和36年 4月 1日施行
昭和46年 4月 1日改正
昭和56年 4月 1日改正
昭和56年 5月11日改正
平成11年 4月 1日改正
平成12年 4月 1日改正
平成16年 3月17日改正
平成23年 3月23日改正
令和 2年 3月 1日改正

そのⅠ 博士課程による学位論文の取扱いについて

博士課程在学中に論文を提出する場合は、在学2年（ただし、休学期間は含まない。）を超えなければならない。

そのⅡ 論文提出による学位申請者の研究歴等について

- 1 学位規程第3条第2項により学位を申請する者の所要研究期間はつぎのとおりでなければならない。
 - a 歯科基礎系において学位を申請する場合は、4年間以上
 - b 歯科臨床系において学位を申請する場合は、5年間以上
 - c ただし、歯科及び医科以外の4年制大学出身者の場合は、上記に3年間以上の研究期間を加算するものとする。
- 2 研究期間とは、つぎに該当するものとする。
 - a 歯科及び医科大学とそれらの附属機関の専任職員として研究に従事した期間
 - b 歯科及び医科大学大学院を退学した者の在学中の期間
 - c 歯科及び医科大学において本学専攻生に相当する身分をもつて在学した期間
 - d 歯科又は医学に関係する権威ある研究機関において研究に従事した期間
 - e 研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
- 3 学位規程第3条第2項により学位を申請する者は、本学大学院研究科委員1名以上の推薦書（様式1及び2）を付さなければならない。

そのⅢ 論文の審査，最終試験，試験及び試問

- 1 論文審査の順序
論文審査の順序は受理の順序による。
- 2 審査委員会
学位規程第7条に基づき審査委員会は、本学研究科委員会において承認された主査1名及び副査2名以上4名以下をもつて構成する。主査・副査は、主任教授からの推薦をもとに学位論文審査委員予定者選定委員会が論文内容に直接関係の深い教授，准教授，講師から選考する。学長は、学位論文審査委員予定者選考委員会の選考結果をもとに、大学院運営委員会の意向を聴いた上で主査・副査を決定し、大学院研究科委員会の承認を経て、これを委嘱する。
- 3 論文の審査
論文の審査は審査委員会が行う。必要ありと認める場合には、事前に資料の供覧又は論文提出者その他の人員の出席を求め、質疑を行うことができる。主論文の内容は、学会で発表されたものでなければ、審査の対象とならない。
- 4 最終試験又は試験及び試問
 - a 課程修了により学位を請求する者の場合
審査委員会は学位論文の審査が終った後に、学位論文を中心としてこれらに関連のある科目について最終試験を行う。最終試験（口頭又は筆答）の期日，試験科目，試験問題等，試験の方法は審査委員会が決定してこれを行う。

b 論文提出により学位を請求する者の場合

審査委員会は、学位論文の審査が終った後に、学位論文を中心にして、これに関連ある科目について試験を行う。試験（口頭又は筆答）の期日、試験科目、試験問題等、試験の方法は、審査委員会が決定し、これを行う。審査委員会は、論文提出により学位を請求する者が、専攻学術に関し、大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために試問を行う（外国語を含む。）。試問（口頭又は筆答）の期日は、審査委員会が決定し、これを行う。外国語については、学位規程第8条第3項に基づき特別な理由があると認められた場合を除き2種類を課するものとする。ただし、博士課程単位修得退学後3年以内の者に関してはこれを免除することができる。

5 報告

審査委員会は、審査報告書を研究科長に提出する。同審査報告書には、審査結果を記入し、審査委員が署名、捺印する。

同審査報告書には、次の書類を添付する。

- a 論文内容の要旨（2,000字以内）
- b 論文審査の要旨（1,000字以内）
- c 最終試験の結果の要旨（大学院研究科課程修了による者の場合）
- d 学力確認の結果の要旨（論文提出により学位を請求する者の場合）

6 審査報告書添付書類写及び主論文の配布

審査委員会より報告を受けた研究科長は、研究科委員会審査開始の7日以上前に次の書類を研究科委員に配布する。

- a 学位論文の内容の要旨（写）
- b 論文審査の要旨及び担当者（写）
- c 最終試験又は学力確認の結果の要旨及び担当者（写）
- d 主論文

附則

この内規は、昭和36年4月1日から施行する。

附則

この内規は、昭和46年4月1日から施行する。

附則

この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この内規は、昭和56年5月11日から施行する。

附則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年3月1日から施行する。

手続関係書類様式 1

		平成	年	月	日
推 薦 書					
東京歯科大学長	殿				
	東京歯科大学教授				
	大学院歯学研究科委員	氏 名			⑩
<p>下記の者は、別紙証明書のとおり歯学についての研究に従事し、その成果を得ましたので東京歯科大学学位規程第3条第2項の定めるところにより、学位の授与を申請するに値するものと存じますので審査下さいますよう推薦いたします。</p>					
記					
1	学位申請者の氏名				
2	学位論文の題名				

手続関係書類様式 2

		平成	年	月	日
証 明 書					
	研究指導職氏名	氏 名			⑩
	研究機関名及び長の氏名	氏 名			⑩
<p>下記の者は、 証明する。</p>					
記					
氏 名					
証明事項					
1	研究に従事した場所及び期間				
2	上記期間中の身分				
3	主なる研究事項及び業績				